





## 局発】

(新着情報)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2018」を開催することとしましたので下記のとおり聴講者を募集します。

当セミナーは、事故防止に対する取り組みや方策について理解を深めて頂くとともに、最新の自動車先進安全技術を広く紹介することを目的としております。

会場は、愛知県名古屋市のウインクあいち大ホール（定員600名・事前申込制）にて開催することとしました。

是非この機会にご参加ください。

## 記

1. 日 時：平成31年1月24日（木）

13:00～17:00（開場12:00）

2. 場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

（名古屋駅（JR／地下鉄／名鉄／近鉄）から東へ徒歩約5分）

3. 定 員：600名（事前申込制）

4. テーマ：事故防止のいま、事故防止の未来。

5. プログラム：

①基調講演 「事業用自動車の安全対策」

講師：国土交通省自動車局安全政策課

②特別講演 「事業用自動車の事故削減に向けた10年の歩み」

講師：公益財団法人大原記念労働科学研究所 所長 酒井 一博 氏

③特別講演 「自動運転に繋がる運転支援技術とヒューマンファクター」

講師：筑波大学 副学長 稲垣 敏之 氏

④講演 「運送事業者を元気にする健康経営」

講師：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

営業支援部 主席研究員 床尾 あかね 氏

⑤パネルディスカッション

テーマ：自動車事故防止の10年

コーディネーター：公益財団法人大原記念労働科学研究所

所長 酒井 一博 氏

パネリスト：

（自動車メーカー）日野自動車株式会社 技監 小川 博 氏

（バス事業者） 名鉄バス株式会社 代表取締役常務 瀧 修一 氏

（タクシー事業者）つばめ自動車株式会社

代表取締役副社長 澤井 利之 氏

(トラック事業者) 大興運輸株式会社 常務取締役 棚橋 親樹一 氏  
(学識経験者) 筑波大学 副学長 稲垣 敏之 氏  
(損保会社) 東京海上リスクコンサルティング株式会社  
営業支援部 主席研究員 床尾 あかね 氏  
(行政) 国土交通省自動車局安全政策課

6. 申込方法:「セミナー聴講申込書」に必要事項を記入の上FAXによりお申込みください。

※「セミナー聴講申込書」は中部運輸局HPからダウンロード願います。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

7. 受付期間:平成30年12月3日(月)～平成30年12月28日(金)

(定員になり次第締め切り)

---

(2)トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を公表  
(配信日: H30. 11. 9)

国土交通省及び厚生労働省では、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図ることを目的として、平成27年度より、学識経験者、トラック運送事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に設置しております。

当該協議会において、トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成28年度から2か年度にわたり実施し、今般、その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめました。

国土交通省及び厚生労働省では、関係省庁と連携し、今後、ガイドラインの横展開を図り、トラック運送事業における取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000160.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000160.html)

---

(3)バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について  
(配信日: H30. 11. 2)

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞の



・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

